

町田市自殺対策推進委員会設置要綱

第 1 設置

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に資するため、町田市自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）町田市自殺総合対策基本方針に定める施策に関すること。
- （2）自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第 3 組織

- 1 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して 10 年を限度とする。

第 5 会長

- 1 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第 6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で構成する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成及び運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、保健所健康推進課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2017年10月1日から施行する。
- 2 町田市自殺総合対策連絡協議会設置要綱（2014年3月6日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

別表（第3 関係）

学識経験を有する者 2人以内

自死遺族支援団体の代表 1人

自殺対策推進団体の代表 1人

八王子労働基準監督署町田支署の代表 1人

町田公共職業安定所の代表 1人

町田警察署の代表 1人

南大沢警察署の代表 1人

町田消防署の代表 1 人

町田市民生委員・児童委員協議会の代表 1 人

一般社団法人町田市医師会の代表 1 人

公益社団法人町田市歯科医師会の代表 1 人

一般社団法人町田市薬剤師会の代表 1 人

社会福祉法人町田市社会福祉協議会の代表 1 人

町田商工会議所の代表 1 人

町田市町内会・自治会連合会の代表 1 人

町田市立小学校の代表 1 人

町田市立中学校の代表 1 人